

平成 28 年 9 月 28 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 7 ）

第 1 破産財団の現状等

1 破産財団の現状

平成 28 年 9 月 20 日時点の破産財団の預金残高は、19 億 6069 万 7163 円である。

2 収支の状況

前回報告以降の収支（平成 28 年 3 月 1 日～同年 9 月 20 日）は、以下のとおりである。

・収入：1 億 9031 万 2817 円

（日本振興清算㈱〔旧日本振興銀行㈱〕からの再生計画に基づく弁済金，破産者大島健伸破産管財人からの海外訴訟等関連費用精算金等）

・支出：1 億 4003 万 7214 円

（中間配当，海外資産調査費用，破産管財業務費用等）

3 負債（破産債権・財団債権）の状況

(1) 特別調査期日

破産裁判所は、平成 28 年 7 月 28 日、本集会を特別調査期日に指定したことから、債権調査を実施する（1 件、届出金額 177 万 4488 円）。

(2) 確定破産債権

確定破産債権総額は、3609 億 8060 万 3532 円である（平成 28 年 9 月 20 日時点）。

(3) 財団債権

S F C G が再生手続開始後に弁済を受けた誤入金は、入金者を特定の上、順次返金している。

第 2 中間配当

1 中間配当の進捗状況

これまでに 4 回の中間配当を実施し、合計 277 億 3584 万 6007 円（配当率 7.8%）を配当した（平成 28 年 9 月 20 日時点）。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第 1 回	32,495 名	2%	7,220,906,653 円	27,622 名	7,158,608,740 円
第 2 回	32,422 名	3%	10,822,138,650 円	26,001 名	10,686,158,824 円
第 3 回	32,357 名	2%	7,199,438,704 円	24,246 名	7,084,328,754 円
第 4 回	32,304 名	0.8%	2,879,202,388 円	20,860 名	2,806,749,689 円

2 配当未了の状況

所在不明等の理由から配当できない債権者は延べ1万1444名、配当未了額の合計は3億8584万0388円となっている。

第3 破産者大島健伸に対する破産債権

破産者大島健伸の破産手続における債権調査が実施されることに伴い、SFCGは、平成28年4月28日、53億3343万5863円の破産債権（会社法423条1項に基づく損害賠償請求権）の債権届出を行った。

SFCGの破産者大島健伸に対する会社法423条1項に基づく損害賠償請求権については、平成21年6月2日付にて債権総額を717億1582万6396円と査定する旨の破産裁判所の決定が下されていたが、その後、査定額の根拠とされた各事実に関して個別に和解による解決が図られ、順次、和解金による損害の填補がなされていた。上記届出額は、最終的に未解決となっていた否認対象行為に関する訴訟として、破産管財人と㈱IOMA REAL ESTATE、㈱IOMA BOND INVESTMENT及び合同会社白虎との間に係属していた否認請求認容決定に対する異議訴訟の第1審判決認容額に遅延損害金を加算した額から、平成24年11月12日付訴訟上の和解における和解金額を控除した残額であるが、その後実施された債権調査において異議等なく全額確定した。

第4 根抵当権設定仮登記・本登記の抹消

破産管財人は、これまでに約4万7600件のSFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記の抹消を行ってきた。すでに報告したとおり、SFCG社内に残されていたデータから確認できた仮登記（約2万8000件）については、破産財団の費用負担により平成27年4月までに抹消した。しかしながら、その後もなお毎月20件程度の抹消依頼を受けている。このため、破産手続開始決定後に破産管財人に送付された差押通知書等に基づいて改めて調査を行ったところ、約2000件の仮登記が確認できた。これらの仮登記については破産財団から費用を支出して年末までに抹消を行う予定である。なお、近時の抹消依頼は、抹消書類が保証人等に交付されたが物件所有者に渡っていない、あるいは抹消書類を受領したがその後紛失したといった事情によるものが大半である。

また、根抵当権設定本登記については、債権の存否等を確認の上、設定者へ個別に連絡をして、順次抹消書類を交付する作業を継続している。ただし、連絡のつかない設定者も多く、平成28年8月末時点において、その数は60人（物件数は203件）に上っている。

第5 今後の進行について

引き続き、本件破産手続の終結に向けて必要な残務処理を進めるが、破産者大島健伸の破産手続による配当を待つて最後配当を実施することにしたい。

以上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	38,402,575,680	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,896,349	
営業貸付金	242,049,842,107	14,818,968,973	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,675,390	
法務保証金	382,188,000	555,728,469	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,140,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
資産合計	317,587,777,743	38,580,231,425	

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCG
 破産管財人 瀬戸英雄

破産貸借対照表

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額又は 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	360,978,600,132
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,818,968,973	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,675,390			
5	法務保証金	555,728,469			
6	未収入金	2,484,537,747			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,140,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		38,580,231,425	負債合計		360,980,603,532 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破 産 者 大 島 健 伸

平成 28 年 9 月 28 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（17）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

2 資産・収入の状況

株式会社シグマ（以下「シグマ」という。）らとの間の平成 28 年 1 月 18 日付和解契約（以下「本件和解」という。）に基づく和解金 5 億 7000 万円が、以下のとおり支払われた。

- ① 平成 28 年 1 月 22 日 4958 万 9263 円
（シグマ 和解金一部金）
- ② 同年 6 月 24 日 7915 万 9185 円
（Trustcorp Limited 清算人 The Diamond Trust 精算金）
- ③ 同年 6 月 30 日 4 億 2302 万 3855 円
（Trustcorp Limited 清算人 The Attila Unit Trust 精算金）
- ④ 同年 7 月 1 日 1822 万 7697 円
（シグマ 5 億 7000 万円と上記①～③との差額分）

3 負債・支出の状況

財団債権について、裁判所の許可を得て、以下のとおり弁済を行った。

- ① 租税債権
 - ・平成 21 年度申告所得税（本税） 2214 万 7070 円
 - ・平成 21 年度特別区民税都民税（本税） 1 億 0683 万 2300 円
- ② 海外訴訟等関連費用
SFCG 破産財団による立替分の精算 1 億 6401 万 8585 円

第2 海外訴訟等手続

本件和解成立時に係属していた海外訴訟等の裁判手続は以下の2件であった。

- ① シグマが原告となり清算手続中の Trustcorp Limited (以下「TC社」という。)を被告とし、TC社の管理していた海外投資信託の受益権にシグマが譲渡担保権を設定しているとして、自らを受益権者とする登録名義の変更等を求めてケイマン諸島の裁判所に提訴したため、破産管財人がシグマの主張する譲渡担保権の設定の経緯やその有効性等を確認すべくこれに参加した訴訟(以下「ケイマン・シグマ訴訟」という。)
- ② 破産管財人がジャージ島の裁判所において本件破産手続開始決定の承認を求める申立て(以下「ジャージ島承認手続」という。)

本件和解においては、①和解の締結後可及的速やかに上記2件の手続を停止させること、及び②シグマが破産管財人に対し本件和解に基づく和解金全額の支払いを履行した後に、破産管財人及びシグマは上記2件を取り下げるために必要な手続をとることが合意されていた。

前述のとおり、本年7月1日に和解金全額の入金が確認できたことから、破産管財人及びシグマの双方において諸手続を履践し、ケイマン・シグマ訴訟については同月11日、ジャージ島承認手続については8月2日にそれぞれ取下げ手続が完了した。

以上により、海外訴訟等手続は全て終了し、破産管財人による海外資産調査は終了した。

第3 破産手続開始決定に対する準再審手続

破産者は、本件破産手続開始決定を不服として、東京高等裁判所に即時抗告を申し立てたが、同庁は平成21年8月7日、抗告を棄却する決定をした(以下「本件抗告決定」という。)。これに対する特別抗告も棄却され、本件抗告決定は確定している。

しかしながら、この確定した決定に対し、平成28年4月25日、破産者は、破産者を被告人とする詐欺再生等事件の刑事判決により、本件破産手続開始決定が誤りであったことが明らかになった等とし、これが「判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分がその後の裁判又は行政処分により変更されたこと」「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺漏があったこと」(民事訴訟法338条1項8号・9号、同法349条2項)に該当する等として、民事訴訟法349条1項に基づき、本件抗告決定について再審の申立てを行った。同再審手続は東京高等裁判所第21民事部に係属している。

第4 債権届出, 債権調査及び債権確定手続

1 破産債権届出

本件で届出がされた破産債権の内容は以下のとおりである（届出期間：平成 28 年 5 月 16 日まで）。

- ① SFCG に対する過払金債権者
229 件／合計 9 億 2971 万 3702 円及び額未定
- ② SFCG 破産管財人
1 件／53 億 3343 万 5863 円
- ③ その他債権者
5 件／合計 203 億 5437 万 2055 円
 - ・株式会社 IRE 107 億 2889 万 9384 円
 - ・株式会社 QRE 6 億 3122 万 2222 円
 - ・株式会社 MAG ネットホールディングス
37 億 5616 万 6038 円
 - ・株式会社 ASA 26 億 9418 万 7151 円
 - ・株式会社ニュー 25 億 4389 万 7260 円

2 債権調査

上記届出債権について、以下のとおり債権調査が行われた。

- ・一般調査期間：平成 28 年 6 月 13 日～20 日
- ・特別調査期間：同年 7 月 7 日及び 8 日

3 確定破産債権

破産管財人が破産債権として認め、他の破産債権者からの異議がなかったことから確定した破産債権は、3 件、合計 66 億 9176 万 2663 円である。

(内訳)

- ① SFCG 破産管財人 53 億 3343 万 5863 円
- ② 株式会社 IRE 7 億 2710 万 4578 円
(国税に担保提供された不動産の公売による求償権分)
- ③ 株式会社 QRE 6 億 3122 万 2222 円
(同上)

4 破産債権確定のための手続

債権調査により破産管財人が届出債権を認めないとした債権者の一部から、以下の申立てがなされている。

(1) 破産債権査定申立て（破産法 125 条 1 項）

総数 133 件／合計 196 億 3110 万 0808 円

（内訳）

① SFCG に対する過払金債権者等

A 会社法 429 条に基づく責任（資産流出）

60 件／合計 3 億 1963 万 0063 円及び額未定

B 会社法 429 条に基づく責任（資産流出・違法配当）

68 件／合計 3 億 1392 万 0296 円

C 慰謝料

1 件／330 万円

② その他債権者

4 件／合計 189 億 9425 万 0449 円

・株式会社 IRE 100 億円（念書に基づく請求権）

・株式会社 MAG ネットホールディングス

37 億 5616 万 6038 円（同上）

・株式会社 ASA 26 億 9418 万 7151 円（同上）

・株式会社ニュー 25 億 4389 万 7260 円（代位弁済請求権）

なお、株式会社 IRE は、平成 28 年 7 月 25 日、SFCG に対する過払金債権者による届出債権に対して異議を申し出たが、東京地方裁判所は一般調査期間経過後の申立てであることを理由として同年 8 月 1 日付でこれを却下する決定をした。

(2) 破産手続開始当時に係属していた訴訟の受継申立て（破産法 127 条 1 項）

総数 37 件／合計 9946 万 9942 円

（訴訟事件数：9 件 広島地方裁判所 6 件，広島地方裁判所福山支部 1 件，仙台地方裁判所 1 件，東京地方裁判所 1 件）

（内訳）

・ SFCG に対する過払金債権者

A 会社法 429 条に基づく責任及び慰謝料

25 件／合計 7321 万 9412 円

B 不明（確認中）

12 件／合計 2625 万 0530 円

上記申立ては、破産手続開始決定当時に訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない（破産法 127 条 1 項）とされていることによるものであり、破産債権は当該訴訟を通じて確定されることになる。

第5 今後の進行

上記各手続を速やかに進め、破産債権の確定を待つて最後配当を実施すること
したい。

以上

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成28年9月28日

資産及び収入の部

(単位：円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,154,007	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャーター銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	88,908	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル103円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company株)からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atilia Unit Trust	—	0	持分100% (株)シグマは、譲渡担保権の主張を撤回
	Diamond Trust	—	0	持分88% (株)シグマは 譲渡担保権の主張を撤回
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	㈱ソディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発㈱ 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発㈱ 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,946	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み
	三菱UFJモルガンスタンレー証券	—	931	解約済み
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売手手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールドデンスパニユーオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	和解金	570,000,000	570,000,000	㈱シグマとの和解金(平成28年1月22日49,589,263円、同年6月24日79,159,185円、同年30日423,023,855円、同年7月1日18,227,697円)
9	その他	252,418	500,148	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	96,308	96,308	
	資産合計	636,693,390	679,133,458	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	656,680,560	699,120,628	

負債及び支出の部

番号	科目	評価額	支出額	備考
1	財団債権	355,270,239	354,814,936	
	破産管財人報酬	額未定	額未定	
	破産申立予納金返還	20,069,040	20,069,040	返還済み
	破産管財業務費用	3,000,000	2,544,697	訴訟意見書費用 2,161,404円 書類送付代等 383,293円
	海外資産調査費用	203,221,829	203,221,829	SFCG破産財団立替分精算 164,018,585円
	公租公課	128,979,370	128,979,370	平成21年度申告所得税 22,147,070円(本税)及び特別区民税・都民税 106,832,300円(本税)
2	破産債権	額未定	額未定	
	合計	355,270,239	354,814,936	および額未定

差引残高 金344,305,692円